

メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

中 川 和 彦

- 一 はしがき
 - 二 独立前後の銀行
 - 一 独立前の銀行
 - 二 独立後の銀行
 - 三 当時の通貨
 - 三 帝政期およびその後の銀行
 - 一 The London Bank of Mexico and South America
 - 二 チマム州の地方銀行
 - 三 Monte de Piedad の発展
 - 四 ディアス期の銀行
 - 一 ディアス期の経済
 - 二 Banco Nacional Mexicano, Banco Mercantil, Agrícola e Hipotecario
 - 三 Banco Nacional de México
 - 四 一八八四年商法典中の銀行規定
 - 五 一八八九年商法典中の銀行
- メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

規定 六 一八九七年金融機関一般法 七 金本位制の採用 八 ディアス期の銀行制度の批判 (以上三七号)

五 革命期(一九一〇)~(一九二〇)における銀行制度

- 一 革命の推移
- 二 マデロ治下の銀行制度
- 三 ウェルタ治下の銀行制度の崩壊
- 四 紙幣の整理
- 五 カランサ治下の銀行制度
- 六 収用解除
- 七 中央銀行設立遅延の理由 (以上三八号)
- 六 金融制度の再建 (本号)

六

一 一九一七年二月五日、カランサ派が主宰したケレタロの制憲議會で憲法が制定された。⁽¹⁾これは革命の理念を具体化したものと言われ、特に農地改革を指向する土地所有権に関する第二七条、労働者の権利に関する第一二三条などが知られる。これらと並んで第二八条も有名で、銀行、特に発券制度についてのカランサの構想が、独占と専売の禁止に関する第二八条にとりいれられており、次の如くである。⁽²⁾

第二八条

①メキシコ合衆国内には、いかなる種類の独占、専売、税の減免、また産業の保護の名目による禁止もあってはならない。ただし、連邦政府が規律する貨幣の鑄造、郵便、電信、無線電信、単一銀行による紙幣の発行、一定の期間、著作の複製のために著作者および芸術家に与えられる権利、ならびに、発明の排他的使用のために発明者および何んらかの改良の完成者に与えられる権利に関するものはこの限りではない (第二項以下)

省略)。

ともかく、カランサは銀行券発行の独占権をもつ単一の銀行を中心とする金融制度の構想をかなり早くからもっていた。⁽³⁾そして、憲法制定後、カランサはその構想を具体化しようと努めたが、当事の事情はその実現を許さず、これが具体化されたのは、十年余も後の一九二五年八月の Banco de México の成立をもってであって、それまで、種々、紆余曲折があった。

(1) 一九一七年憲法については、とりあえず Jorge Carpizo, *La Constitución Mexicana de 1917*, 1969, México (U.N.A.M.) をあげておこう。より詳細は同書巻末の文献表を参照されたい。

(2) 第二八条は反独占に関する。中川和彦稿「メキシコの反独占法制」『成城大学経済研究』第三六号、一三九ページ以下参照。

(3) 本稿五の五(『成城大学経済研究』三八号、九〇ページ)参照。

二一九二四年二月、第一回全国銀行家会議 (La Primera Convención Nacional Bancaria) が政府 (大統領オブレゴン) により招集された。⁽¹⁾ 会議に出席したのは国内の大部分の金融機関の代表および大蔵省の代表で、会議では革命期の異常事態からの銀行業務の正常化、中央銀行も含めた金融制度に関する新規の立法案などが討議された。会議の何よりも大きな成果は、政府と金融界との間に友好的な雰囲気が生じたことで、この会議は金融制度再建への第一歩であった。⁽²⁾

会議閉会后、このような雰囲気背景にして、次のような法律が相ついで制定された。いずれも、革命期以降の制度上の混乱、不備を整理、補正するものであった。⁽³⁾

メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

一九二四年五月三十一日付抵当銀行の抵当債務者の支払停止法 (Ley de Moratoria para los Deudores Hipotecarios de los Bancos Hipotecarios)

一九二四年五月三十一日付農工銀行の支払停止令を廃止する法律 (Ley que levanta la Moratoria establecida para los Refaccionarios)

一九二四年八月二一日付銀行支払停止法 (Ley de Suspensión de Pagos de Bancos y Establecimientos Bancarios)

一九二四年九月二九日付農工銀行法 (Ley sobre Bancos Refaccionarios)

一九二四年二月二四日付金融機関一般法 (Ley General de Instituciones de Crédito y Establecimientos Bancarios)

一九二四年二月二九日付全国銀行委員会法 (Ley que establece la Comisión Nacional Bancaria)

一九二四年二月三〇日付通貨委員会再組織法 (Ley de Reorganización de la Comisión Monetaria)

(1) Castañon, *op. cit.*, p. 51 y sgtes.; López Rosado, *Curso*, p. 264 y sgtes.; Manero, *La Revolución*, p. 163 y sgtes.; Manuel González Ramírez, *La Revolución Social de México, Tomo II: Las Instituciones Sociales. El Problema Económico*, 1965, México (Fondo de Cultura Económica), p. 522.

(2) 無論「デフレス期の制度の再生ではなく、革命の理念にそぐわぬものを排除した意味における再建である。」
Shelton, *op. cit.*, p. 134.

(3) Castañon, *op. cit.*, p. 54; López Rosado, *op. cit.*, pp. 264~265.

三 一九二四年金融機関一般法は、一九二六年に新法が制定されたので僅かに二年しか行なわれなかったが、旧

一八九七年法⁽¹⁾と比べると、多くの特色を有した。次にその内容の主要点をあげよう。⁽²⁾

a 内国銀行、国内に設置された外国銀行の支店、および銀行業を営む会社が本法の適用の対象とされた。

b 金融機関の種類として次の八者が規定された。

i 単一の発券銀行

ii 通貨委員会 (La Comisión Monetaria)

iii 抵当銀行

iv 農工銀行

v 農業銀行

vi 工業銀行

vii 預金・割引銀行

viii 信託銀行

c 金融機関の設立には、法律に準拠した、政府のコンセッションの付与を必要とすること。

d 資本金の最低額は、金融機関の種類および設立地を基準として、最高一〇〇万ペソ、最低一〇万ペソとされた。

e 資本金の少なくとも三分の一の額に達するまで、毎年の純益の一〇パーセントを準備金として積立てること。

f 金融機関の定款等は、営業開始前に大蔵省の認可を受けておくべきこと。

メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

g コンセッションの期間は、本法公布の日から三〇年を越えないこと。

(1) 一八九七年法について、本稿四の六(『成城大学経済研究』第三七号、一四七ページ以下)を参照されたい。

(2) 実は一九二四年法のテキストは未見であつて、本文の叙述は主として左記によつてゐる。

Castañon, *op. cit.*, pp. 54~58; López Rosado, *Curso*, pp. 265~266.

四 右の金融機関一般法制定の当然の帰結として、一九二五年八月二八日、バンコ・デ・メヒコ設置法(Ley que crea "el Banco de México")が制定された。これは、この国としては初の「中央銀行法」であつた。次に、その内容の主要点を素描しよう。⁽¹⁾

a 資本金一〇〇百万ペソの株式会社とし、資本金は額面一〇〇ペソの次の如き記名株式百万株により代表される(一条四号)。

A種株式 五一万株。全額払込済で、政府が全株を引受ける。

B種株式 四九万株。政府または公衆が引受ける。

b 経営は、A種株主が選任する5名の理事およびB種株主の選任する4名の理事から構成される理事会(Consejo de Administración)が行ない、監査は、B種株主の選任する2名の監事(Comisario)が行なう(一条七号)。

c 事業目的は次の如し(一条六号)。

i 銀行券の発行

ii 通貨の流通、外国為替および利率の規制

- iii 商業手形の再割引
- iv 国庫金の出納
- v 一般に、本法の限度内で、預金・割引銀行に帰属する銀行業務を営むこと
- d 発券限度額は、おおよそ、金の在り高から、金融機関一般法の要求する預金準備（預金残高の三三％）を控除した額の二倍に限られ（二条）、かつ、発券は次の場合に限り許された（四条）。
 - i 内外の金貨との交換により
 - ii 一ペソ金〇・七五グラムの割合で、金塊との交換により
 - iii 金外貨建て一覧払手形との交換により
 - iv 金で支払われる手形について Banco de México が加盟銀行 (banco asociado) との間で行なう再割引により
- 銀行券は金との兌換はできたが（七条）、流通力は任意とされた。しかし、連邦政府、州政府、市町村は、納税等については、額面で無制限で受けとることが義務づけられた（五条）。
- e 政府資金を預かるとともに、政府の官公署への送金、公債業務、出納事務などもつかさどることとされた（二一条）。
- f 資本金および準備金の合計額の六％を下らない額につき、B種株式を引受けている銀行を「加盟銀行」(banco asociado) といひ、これらの加盟銀行は再割引を受けることができた（一四条）。
- g 預金・割引銀行に固有の銀行業を営むことが許された（二一条）。ただし、次は禁止された（二二条）。

メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

- i 連邦政府に対して、払込資本の一〇%を越える額の貸付をなすこと
- ii 州政府、市町村に貸付けをなすこと
- iii 九〇日以上の貸付けまたは再割引をなすこと
- iv 再割引の場合を除いて、一人または一社で五〇万ペソ以上の額の債務を負う結果となる取引をなすこと。等々。

h 理事会の決議が国の経済の安定に関する場合、大蔵大臣は拒否権を行使できることとされた(三〇条)。

(1) Bett, *op. cit.*, pp. 34~37; López Rosado, *Curso*, pp. 267~270; Moore, *op. cit.*, pp. 40~41; Manero, *La Reforma*, pp. 148~150; Manero, *La Revolución*, pp. 171~174.

なお、本法は全文五章三九カ条、経過規定五カ条からなり、そのテキストは左記に収録してある。

Manero, *La Reforma*, pp. 485~502.

五 一九二五年九月一日、Banco de México が設立され、同日、仮事務所で営業を開始した。このまづに過ぎつづけることができたのは、一つには、オブレゴンの後を継いだカリエス(Piutarcu Calles)大統領の実行力による⁽¹⁾のであった。革命による混乱がほぼ收拾されていたとは言え、未だ国内が安定しているとは言えず、特に当時のメキシコ政府の苦しい財政からの Banco de México の資本払込資金の捻出⁽²⁾、一九二三年の大統領選挙をめぐる⁽³⁾のデ・ラ・ウエルター一派の反乱⁽³⁾、Banco de México の設立に反対する国際銀行家委員会(Comité Internacional de Banqueros)の抗議⁽⁴⁾など、のりこえるべき障害が少なくなかった。

やむを得ず、メキシコの経済が十分に回復していなかったため、民間の間で Banco de México の株式を引受け

A種株式	510,000株	連邦政府
B種株式	490,000株	
	473,450株	連邦政府
	13,000株	Banco de Londres y México
	2,000株	Banco de Sonora, S.A.
	200株	J. E. Ebrerd y Cia., Sucs.
	100株	Compañia Fundidora de Monterrey
	100株	Elias de Lima
	100株	Carlos B. Zetina
	100株	Manuel Gómez Morin
	100株	José R. Calderón
	100株	Alberto Mascareñas
	100株	Adolfo Prieto
	100株	Ignacio Rivera
	100株	Bertrand Holloway
	100株	Salvador Cancino
	50株	Alfredo Pérez Medina
	50株	Hilación M. Branch
	50株	Vicente Etchegaray
	50株	Lamberto Hernández
	50株	Ernesto Otto
	50株	Joaquin López Negrette
	50株	Pedro Franco Ugarte

ようとするものが少なく、当初、民間による引受けを予定されたB種株式の大半も連邦政府が引受ける他はなかった。設立当初の株式の引受けの内訳は次の如くであった。⁽⁵⁾

メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

こうして発足した Banco de México は発券の独占権が与えられ、国庫金の出納をつかさどり、通貨の流通、外国為替および利率を規制し、加盟銀行に対して再割引を行なうなど、中央銀行としての機能を営むことが認められ、中央銀行制度は形式的に一応整備された。

しかし、中央銀行としての機能を Banco de México は十分に果していたであろうか。なるほど、その事業目的は形式上、中央銀行としての機能をカバーするものであったが、それらを実施するための十分の権能は与えられていなかった。たとえば、発券制度については、発券の許される場合が限られており（前述六の四 一〇六ページ参照）、加えて、設立当初加盟銀行は二行にすぎず、再割引取引は、一九二五年、二六年においては皆無であった。⁽⁶⁾ ただ、一般大衆の Banco de México 銀行券に対する信頼は少しはあったようで、金と引換による発券がいくらであったことは、革命期およびその後の紙幣乱発の過去を考慮すれば、驚きであった。しかし、これを加えても、一九二五年末までの銀行券発行高は三二〇万ペソにすぎず、一九二七年末にはこれが一八〇万ペソに減少し、一九二八年末には三六〇万ペソに増加したが、一九三〇年二月三一日には、再び二八〇万ペソに減少している。⁽⁷⁾

次に、通貨の流通の規制のためには、銀行の準備、利率などを規制することが必要であるが、一覽払いの預金、⁽⁸⁾ 加盟銀行などを除いて、⁽⁹⁾ 預金準備の規定がなく、利率についても Banco de México は、その直接行なら貸付けを通じて、間接的に影響を及ぼすことを期待する他はなかった。⁽¹⁰⁾

しかし Banco de México に対する預金は設立当初からのび、一九三〇年末には五〇・四八百万ペソに達した。そのうち、六・五二百万ペソは政府の預金で、一・八五六百万ペソは加盟銀行の預金で、残りの四二・一百

万ペソが一般大衆の預金であった。⁽¹¹⁾

このように Banco de México は、設立から数年間、中央銀行としては無力であって、むしろ、普通銀行として機能し、他の民間銀行と競合し、⁽¹²⁾ 民間銀行との関係は必ずしも円滑ではなかった。特に、発券の特権を失った旧発券銀行は Banco de México の発足を冷ややかに危惧の念をもつて見ていたように、⁽¹³⁾ Banco de México の設立当初、加盟銀行として資本関係をもつたのは Banco de Sonora と Banco de Londres y México の二行のみであった(一〇九ページの Banco de México の株式引受人名簿参照)。それも、前者は地方銀行にすぎず、後者の場合、払込は政府に対する債権によるものであった。当時、加盟が法律上義務づけられていなかったため多くの金融機関は Banco de México への加盟を有利と判断しな⁽¹⁴⁾ かったためであつたのであろう。

ともかく、大恐慌により加盟を余儀なくされるまで、民間銀行の大半は Banco de México と緊密な関係がなかった。

ちなみに、全国銀行委員会が大蔵省に提出した報告書によれば、一九二五年当時のメキシコにおける金融機関として上記のものがあった。⁽¹⁵⁾

- | | |
|----|------------------------------|
| 1行 | 発券銀行 (Banco de México) |
| 2 | 預金銀行 |
| 5 | 農工銀行 |
| 3 | 抵当銀行 |
| 21 | Banco de México の支店 |
| 24 | Banco Nacional de México の支店 |
| 3 | Crédito Español の支店 |
| 49 | 銀行業を兼営する会社 |
| 16 | 銀行類似業を営む会社 |
| 25 | 旧発券銀行 |
| 5 | 保証会社 |
| 2 | 破産中の銀行 |

- (1) González Ramirez, *op. cit.*, p. 523.
- (2) Manero, *La Revolución*, p. 169.
- (3) Parkes, *op. cit.*, p. 379.

メキシコ金融制度の成立と発展 ①

- (4) Manero, *La Revolución*, p. 171.
- (5) Manero, *ibid.*, p. 174; López Rosado, *Curso*, p. 270; Bett, *op. cit.*, p. 34.
- (6) Moore, *op. cit.*, p. 54.
- (7) Bett, *op. cit.*, p. 45; Moore, *ibid.*
- (8) 三三〇番のた(金融機関一般法二条)。前述六の四(一〇六ページ)参照。
- (9) Banco de México に「覧払預金の一〇%を預託する義務があつた(金融機関一般法一六条)。
- (10) Moore, *op. cit.*, p. 55.
- (11) Bett, *op. cit.*, p. 46.
- (12) Bett, *ibid.*, p. 42; González Ramirez, *op. cit.*, p. 524; Shelton, *op. cit.*, p. 137.
- (13) Moore, *op. cit.*, p. 53; Shelton, *ibid.*, p. 136.
- (14) Moore, *ibid.*, p. 53.
- (15) Moore, *ibid.*, p. 43.

六 一九二六年八月三日、新しい金融機関一般法(Ley General de Instituciones de Crédito y Establecimientos Bancarios)が制定され、旧一九二四年法は廃止された。新法の狙いは旧法を補正するとともに、金融制度に関する多くの法令を集成すること、本法の成立をもって、一九〇〇年倉庫業法、二四年銀行支払停止法、二四年農工銀行法、二四年全国銀行委員会法、二五年保証会社法、二六年信託会社法も廃止された(経過規定四条⁽¹⁾)。次に、本法の内容の主要点をあげよう。⁽²⁾

- a 金融機関として次の九種を規定したが二四年法と比較すると、(vi) (vii) (viii)が新たに加えられた。

- i 単一の発券銀行
- ii 抵当銀行
- iii 農工銀行
- iv 預金・割引銀行
- v 信託銀行
- vi 貯蓄銀行
- vii 倉庫業
- viii 保証会社
- b 貯蓄銀行 (banco o caja de ahorro) は労働者階級の貯蓄増進を目的とするもので、利率を年四分以上とするとともに、一人当り五〇〇〇ペソの預金限度額内の利子について免税とするなどの特典があった。
- c 倉庫業 (almacén general de depósito) は、一八八九年商法典、一九〇〇年法に規定されていた革命前の制度を採り入れたもので、仏法の制度を継受したものであった。
- d 保証会社 (compañía de fianza) は預金の受け入れなどの銀行業務を営むことは禁止されたが、本法に規定が挿入されたのは、金融機関と同じ規制・監督を受けさせるためであった。
- e その他、金融機関のコンセッション付与の手續、資本金額、コンセッションの存続期間、金融機関の破産に関する規定などもおかれた。

(1) Castañón, *op. cit.*, p. 61.

メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

(2) 本法は全文四章四〇六カ条、経過規定六カ条からなり、構成は次の如し。一 総則、二 金融機関、三 銀行店舗
四 金融機関・銀行店舗およびその類似店舗の一般に遵守すべき規定。

なお、本法のテキストは未見であつて、本文の叙述は左記によつてゐる。

Castañon, *op. cit.*, pp. 60~61; Moore, *op. cit.*, pp. 47~51; Rodriguez, *op. cit.*, pp. 29~30.

七 一九二六年の金融機関一般法の改正と相前後して、政府は国立の金融機関を二つ設立した。⁽¹⁾一つは、一九二五年の恩給局 (Dirección de Pensiones Civiles) で、短期の担保貸付けにより持家、中小企業創始を促し、よつて国家公務員の生活水準を上げること、および老齢、痲疾等に対する給付を目的とするものであった。今一つは一九二六年の農業信用国立銀行 (Banco Nacional de Crédito Agrícola) で、これは、⁽²⁾ディアス期の末期に設立された農業振興金庫 (Caja de Prestamos para Obras de Irrigación y Fomento de Agricultura) の挫折した事業目的の達成を企図するもので、小農への信用供与を目的とするものであった。

これらは、双方とも、カリユス政府の推進した政策の一環をなすもので、特に後者は、民間銀行からの融資を期待できない貧困な農民を対象とするものであった。

(1) Moore, *op. cit.*, pp. 47~48; González Ramirez, *op. cit.*, p. 528.

(2) 本稿、四の八 (『成城大学経済研究』三七号、一五三ページ) 参照。

八 一九二〇年代の後半からメキシコの財政は赤字となり、この赤字を補填するためもあつて、政府は多額の銀貨を鑄造した。これに政治の不安定、経済の停滞を嫌つた金の流出が加わつて、国内で金貨に対する銀貨の価格が下落した。⁽¹⁾ 当時 Banco de México は、本来の業務の一つである発券業務を十分に果していなかつたため、流

通中の通貨の主なものゝ銀行券であつたので、この銀貨の価格の下落はメキシコ經濟に大きな影響を及ぼした。さらに、一九二九年に始つた世界恐慌もメキシコに波及し、事態がさらに悪化した。輸出が激減したため、貿易収支の黒字が一九二六年に約一五〇百万ペソであつたものが、一九三〇年には約五一百万ペソに急減⁽²⁾し、ペソの爲替相場は、一九三〇年中、さらに一九三二年と間断なく下落し続け、三二年八月には一ペソ米貨二九・六七セントとなつた。⁽³⁾

また Banco de México の金屬準備も減少し、一九三〇年の二〇・七百万ペソから、翌年、一五・九百万ペソとなつた。こうして、金融が引締められ、預金は引出され、商工業活動は停滞し、賃金は引下げられ、失業者は増大した。⁽⁴⁾ 銀行も二行が閉店の止むなきに至り、取りつけ騒ぎもみられた。⁽⁵⁾

この事態に対処する方法として種々のものが考えられたが、政府は、銀貨と金貨との交換を不可能とし、流通貨幣は銀貨のみとし、かつ、数量統制により銀貨の価格の安定をはかろうとする方法をとり、一九三一年七月、貨幣法を改正した。

(1) Bett, *op. cit.*, pp. 53~55; González Ramirez, *op. cit.*, pp. 523~525; Manero, *La Revolución*, p. 185; Moore, *op. cit.*, pp. 56~62; Shelton, *op. cit.*, pp. 137~139.

(2) Bett, *ibid.*, p. 53.

(3) Moore, *ibid.*, p. 61.

(4) González Ramirez, *ibid.*, p. 525.

(5) Bett, *ibid.*, p. 55.

九 新しい貨幣法 (Ley Monetaria de los Estados Unidos Mexicanos) は一九三一年七月二五日に制定された。⁽¹⁾⁽²⁾ 次に、その主要点を紹介しておこう。

a 旧法⁽³⁾と同じく、一ペンを純金〇・七五グラムと定めた (一条)。

b 次の二者のみが流通通貨とされ (二条)、金貨は除外された (金貨は国際取引の決済のみ使用されることとなった)。

i Banco de México 銀行券

ii 一ペソ銀貨

c 一ペソ銀貨、または一ペソ以上の単位の銀貨の鑄造が禁止された (二二条)。

d 金貨の鑄造を停止し、その輸出入は自由とした (経過規定一条、二条)。

e 旧法にあった金準備、兌換に関する規定が廃止されたので、銀行券について兌換の義務はなくなり、かつ銀行券は Banco de México の総資産によつてのみ裏づけられることとなった。⁽⁴⁾

ともかく、本法により銀貨の鑄造が原則として禁止されたのであるから、通貨の供給量を増加するためには、主として、再割引による Banco de México 銀行券の発行を求める他はなかつた。⁽⁵⁾ 同時に、通貨の供給が弾力的となるため Banco de México は幾分かでも通貨の供給をコントロールできることが期待されたのである。

しかし、銀貨の増発を押えて、銀貨、ペソの価格の安定をはかろうという新法の狙いは必ずしも成功とは言えなかつた。新法の施行後間もない八月初め一ドル約四ペソであつたものが、九月には一ドル三・〇一一ペソ、一月には二・七三九ペソ、十一月には二・五六五ペソ、十二月には二・五七一ペソと僅かながら持ち直したが一

一九三二年三月には、一ドル二・八六ペソと再び下落の傾向を示したのである。⁽⁶⁾

しかし、反面 Banco de México は、銀貨の鑄造禁止による資金不足に悩み、一般個人相手の銀行業務を縮小、なかんずく、融資を引締めざるを得なかった。こうして、民間銀行との競争が少なくなり、加えて、加盟銀行に対する優遇的な再割引率というものが、民間銀行の Banco de México に対する態度を変えさせ、加盟銀行の数も、一九三一年末に二三行⁽⁷⁾、三二年末には三三行に達した⁽⁸⁾。

事態のこのような変化にともない、政府もその收拾に努力し、不評であった一九三二年貨幣法を手直しすべく、一九三二年三月九日に改正し⁽⁹⁾、銀貨の鑄造の禁止を解き、造幣設備一杯に銀貨の鑄造を再開した⁽¹⁰⁾。

(1) 本法のテキストは左記に収録してある。

Secretaría de Hacienda y Crédito Público, *La Crisis Económica en México y la nueva legislación sobre la Moneda y el Crédito*, Vol. Primero, 1933, México (Edit. Cultura), pp. 26~34.

なお、同法について左記を参照された。

Bett, *op. cit.*, pp. 55~56; Manero, *La Revolución*, pp. 185~191.

(2) 本法を Ley Calles (カリハス法) (Manero, *La Revolución*, p. 185) また Plan Calles (カリハス政策) (González Ramírez, *op. cit.*, p. 535) と呼ぶ向きがあるが、カリハスの大統領在任は一九二四年から二八年であつて、本法制定当時の大統領はオルティス・ルビオ (Ortiz Rubio) であつた。しかし、カリハスは大統領退任後も実力者 No. 1 として「院政」を行つており、政治がカリハスの指導の下で行なわれていたので、そう呼ぶのである。しかし一般に Ley Calles とは、反カトリックを内容とする一九二六年七月一四日付法律五一五号をいうようである。Joseph H. L. Schlarman, *México: Tierra de Volcanes*, 4a. ed. 1955, México (Edit. Porrúa),

メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

p. 599 参照。

- (3) 旧法は一九〇五年法であった。本稿、三の七(『成城大学経済研究』三七号、一五〇ページ)参照。
- (4) Bett, *op. cit.*, p. 56.
- (5) Bett, *ibid.*, p. 57.
- (6) Bett, *ibid.*, p. 59.
- (7) Shelton, *op. cit.*, pp. 138~139.
- (8) Bett, *ibid.*
- (9) 本改正法は左記に収録してある。
Secretaría de Hacienda y Crédito Público, *op. cit.*, pp. 26~34.
なお、左記も参照されたい。
Manero, *La Revolución*, pp. 189~191.
- (10) Shelton, *op. cit.*, p. 139.

一〇 このような事態の変化は金融制度の手直しを促し、一九三二年四月二日、新しく Banco de México 設置法 (Ley que reforma la de 25 de agosto de 1925, Constitutiva del Banco de México) が制定されるに至った。^(一) 三三二年法は旧二五年法の規定の多くを踏襲しているので、その相違を中心に、主要点と列挙すれば、次の如くである。

a 存続期間が旧法では三〇年間であったのが不定期間とされるとともに、資本金額が五〇百万ペソに減じられたが、A種株式とB種株式の比率などは従来そのままとされた(一条III号、V号)。

- b 事業目的中に、銀行準備の集中、および決済機関 (cámara de compensación) として機能することが追加されるとともに、銀行業務を営む場合、中央銀行としての性格に抵触しない限りという制限が加えられた (一条IV号)。
- c 発券制度について、三一年貨幣法との調整がはかられ、銀行券を発行できるのは、邦貨 (銀貨) で支払われる証券類につき加盟銀行と行なう再割引による場合、および金もしくは外貨建て一覽払手形と交換の場合とされた (二条)。
- d 発行限度額は、再割引の場合、おおむね、邦貨による現金在り高の二倍とされた (三条)。
- e 銀行券は邦貨 (銀貨) と兌換できることとされた (七条)、国は、いかなる時でも、流通中の銀行券の金額につき責任を負うものとされた (九条)。
- f Banco de México は、通貨の流通の規制をなすにあたり、次の如き権限を与えられた (一〇条)。
 - i 金の売買
 - ii 貨幣の鑄造
 - iii 通貨準備を構成する有価証券の管理にあたり、国家経済の安定に充当するようにこの準備を運用すること
- g 再割引をうけられるものは加盟銀行に限られ、加盟銀行の要件は旧法と同じであったが、新法では「金融機関一般法により、加盟を義務づけられているもの」いう文言となった (一四条)。
- h 原則として (例外あり)、再割引もしくは貸付けに関する直接取引は禁止された (二二条IV号)。

メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

(1) 本法のテキストは左記に収録してある。

Secretaría de Hacienda y Crédito Público, *op. cit.*, pp. 51~70.

なお、左記も参照されたい。

Bert, *op. cit.*, pp. 60~63; Manero, *La Revolución*, pp. 191~196; Moore, *op. cit.*, pp. 68~70.

一 一 少しおくれべ、五月一九日 Banco de México 設置法補足法 (Ley complementaria de la de 12 de Abril que reforma la Constitutiva del Banco de México) が制定された。⁽¹⁾ 本法の内容はその表題の通りであったが、注目すべき規定は Banco de México に加盟すべき義務のある銀行として、三〇日以上の預金を公衆から受入れる金融機関、および外国銀行の支店を定めたことである (一条)。⁽²⁾

(1) 本法のテキストは左記に収録してある。

Secretaría de Hacienda y Crédito Público, *op. cit.*, pp. 71~82.

なお、左記も参照されたい。

Manero, *La Revolución*, p. 195.

(2) 加盟義務ある銀行に関する根拠法規にいろいろ誤りが多い。たとえば Dwight S. Brothers and Leopold Solis M.

は根拠法を三一年七月の貨幣法とするが、誤りである。 *Mexican Financial Development*, 1966, Austin and

London (Univ. of Texas Press), p. 11. 参照。

一 二 Banco de México 設置法の改正より少しおくれべ、金融機関一般法も改正され、一九三二年六月二八日新法 (Ley General de Instituciones de Crédito) が制定された。⁽¹⁾ 新法は全文二三九カ条、経過規定七カ条のかなり長文のものであるが、次にその主要点のみをあげる。

- a 旧法の細かい分類に代えて、新法は金融機関を次の二者に分類した(二条)。
 - i 国立の金融機関 (*las instituciones nacionales de crédito*)。国が、社会の利益のために、資本参加を通じて、支配権を有するものをいう。
 - ii もっぱら、与信、および次の取引に従事するメキシコ会社。
 - 1 一覽払預金、定期預金もしくは通知預金を公衆から受入れること
 - 2 貯蓄預金を受入れること
 - 3 定期預金証書 (*bonos de caja*) の発行
 - 4 抵当証券 (*bonos de hipotecario*) の発行
 - 5 受託者として行動すること
- b 金融機関の補助機関 (*institución auxiliar*) として次のものが規定された。
 - i 倉庫業
 - ii 証券取引所 (*bolsa de valores*)
 - iii 手形交換所 (*camara de compensación*)
 - iv 融資会社 (*sociedad financiera*)
 - v 信用組合 (*unión o asociación de crédito*)
- c 融資会社 (*sociedad general o financiera*) とは企業の設立および運営を目的とするもので、次の権限を与えられた(二三八条)。

メキシコ金融制度の成立と発展(三)

メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

- i 公私の借款の引受け
- ii 預金、株式、社債、その他の有価証券の売買、受領、ならびに、それらについての与信・受信
- iii 不動産担保による融資
- iv 会社の設立・組織変更の業務代行、資本参加、経営代理、株式・社債発行業務の代行、社債権者の代表
- v 金庫業務
- vi 手形・商業証券の振出し、引受け、割引
- vii 社債の発行
- d 信用組合 (*unión, asociación o sociedad de crédito*) とは、信用の開設、前貸しまたは保証によって組合員に信用の利用を得させることを主な目的とするもので (一四五条)、中小企業者に対する金融と企図するものであった。
- e 三二年五月の *Banco de México* 設置法補足法の規定を受け、*Banco de México* に加盟の義務のあるものとして、一覽払い預金、定期預金、三一日以下の通知預金を公衆から受入れる金融機関、ならびに外国の金融機関の支店を規定した (三八条)。
- f 金融機関、補助機関の監督は、大蔵省の任命する五名の委員により構成される全国銀行委員会が担当し、その権限が強化された (一五九条以下)。

(一) 本法のテキストは左記に収録してある。

Secretaría de Hacienda y Crédito Público, *op. cit.*, pp. 125~230.

なお、左記も参照されたい。

Castafion, *op. cit.*, pp. 63~67; Moore, *op. cit.*, pp. 71~77.

一三 ちんた、一九三二年八月二六日、信用証券および活動一般法 (Ley General de Títulos y Operaciones de Crédito) が制定された⁽¹⁾。本法は、一八八九年商法典の一部を改正するもので、全文三五九カ条、経過規定三カ条からなる長文のもので、手形・小切手・社債等に関する規定を包含するとともに、銀行取引について詳細に規定⁽²⁾した。

(1) 本法原始法のテキストは左記に収録されてある。

Secretaría de Hacienda y Crédito Público, *op. cit.*, pp. 281~328.

なお、左記も参照されたい。

Castafion, *op. cit.*, pp. 67~71; Moore, *op. cit.*, pp. 78~83.

(2) 銀行取引法については準備中の別稿に譲りたい。なお、この信用証券・活動一般法は、数次の改正を経て、今は現行法である。とりあえず、概説書として左記をおびておく。

Raul Cervantes Ahumada, *Títulos y Operaciones de Crédito*, 3a. ed. 1961, México (Edit. Herrero).

また、以前に試みた同法の拙訳がある。

中川和彦『メキシコ国会社法および信用証券・活動一般法』(ラテン・アメリカ協会、昭四一)。

一四 前述の一連の法改正、特に、一九三一年の貨幣法、三二年の Banco de México 設置法の改正の結果、Banco de México はその普通銀行業務を縮小し、民間銀行との競争が少なくなった。これに加えて、世界恐慌により民間銀行は Banco de México に対する依存度を深め、ちんた Banco de México 設置法補足法により

メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

メキシコ金融制度の成立と発展 (三)

加盟銀行として Banco de México との連繫を義務づけられ、Banco de México は真の中央銀行の地位をほぼ確保した。

一九三二年一月から一二月の間に、金融界全体の一覽払債務は一五〇百万ペソから一八七百万ペソに増加し、Banco de México 銀行券の通流高は二百万ペソから四二百万ペソに急増し Banco de México の他の銀行に対する再割引額も、二百万ペソ弱から二百万ペソに急伸した。さらに、一九三四年末に、右の数字は、それぞれ二六百万ペソ、一〇〇百万ペソ、三四百万ペソになった。^(一)

こうして、メキシコの金融制度は、革命期およびその後の混乱からほぼ立ち直った。

そして、一九三四年、カルデナスが大統領に就任し、以降、メキシコでは近代化、工業化政策が押し進められ、その下で、金融制度は新たな展開を示すのである。

(一) Bett, *op. cit.*, pp. 66~68; Shelton, *op. cit.*, pp. 139~140.